

第 48 号議案

滋賀県学校運営協議会規則の一部改正について

滋賀県学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 2 月 12 日

滋賀県教育委員会

滋賀県学校運営協議会規則の一部を改正する規則

滋賀県学校運営協議会規則（平成 28 年滋賀県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県学校運営協議会規則の一部改正について

1. 改正の理由

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号。以下、「給特法等一部改正法」という。）の施行により、学校運営協議会が承認する事項に「業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項」が追加されることに伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県学校運営協議会規則（平成28年滋賀県教育委員会規則第6号）の一部を改正しようとするものです。

2. 改正の概要

校長が毎年度策定し、学校運営協議会の承認を得ることとされている「学校運営に関する基本方針」に、「業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項」を追加することとします。（第9条関係）

3. 施行日

令和8年4月1日

滋賀県学校運営協議会規則新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第8条 省略 (学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第9条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、法第47条の5第4項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 省略 (新設)</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、対象学校の校長が必要と認める事項</p> <p>2 省略</p> <p>第10条以下 省略</p>	<p>第1条～第8条 省略 (学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第9条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、法第47条の5第4項に規定する基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、対象学校の校長が必要と認める事項</p> <p>2 省略</p> <p>第10条以下 省略</p>